

国立大学法人東京医科歯科大学合宿研修施設に勤務するパートタイム職員の就業の特例に関する規則

平成 23 年 3 月 31 日
規則 第 36 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学合宿研修施設（以下「合宿研修施設」という。）に勤務するパートタイム職員（以下「合宿研修施設勤務パート職員」という。）の就業の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第 2 条 この規則において、合宿研修施設とは国立大学法人東京医科歯科大学合宿研修施設運営委員会規則（平成 16 年規則第 191 号）第 3 条に定める施設をいう。

(雇用上限年齢)

第 3 条 次に掲げる場合にあっては、国立大学法人東京医科歯科大学パートタイム職員の就業に関する規則（平成 16 年規則第 52 号）第 4 条の 2 の規定にかかわらず、学長の承認を得て、合宿研修施設勤務パート職員の労働契約の締結又は更新をすることができる。

- (1) 合宿研修施設勤務パート職員が、満 65 歳に達した日以後に到来する最初の 3 月 31 日まで在職し、引き続き当該パート職員の労働契約の更新をしなければならない極めて特別の事情がある場合
- (2) その他、満 65 歳に達した日以後に到来する最初の 3 月 31 日を越えた者の労働契約の締結をしなければならない極めて特別な事情がある場合

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。